

後期高齢者医療制度の沿革

年度	平成20年度
主要事項	<p>後期高齢者医療制度施行（20年4月～）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営主体は後期高齢者医療広域連合 ・被保険者は、75歳以上の者及び65歳以上75歳未満の者で一定の障害の状態にある旨の広域連合の認定を受けた者 ・被保険者数は約1300万人（平成20年度） ・財源構成は、保険料10%、後期高齢者支援金約40%、公費約50%（公費については、国：都道府県：市町村＝4：1：1） <p>○低所得者に対する保険料軽減の特例措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・均等割の軽減 7割軽減を受ける者について、8.5割軽減とする。 ・所得割の軽減 所得割を負担する者のうち、所得の低い者（具体的には、年金収入153万円から211万円までの被保険者）について、所得割を5割軽減する措置を講じる。 <p>○新たに保険料を負担する被用者保険の被扶養者の保険料負担を凍結（20年4月～9月）及び9割軽減（20年10月～21年3月）</p> <p>○70歳～74歳の患者負担の見直し（1割→2割への引き上げ）の凍結</p>
患者一部負担	<ul style="list-style-type: none"> ・1割負担（現役並み所得者は3割負担） <ul style="list-style-type: none"> ※ 現役並み所得者 課税所得145万円以上（月収28万円以上）及び高齢者複数世帯520万円以上もしくは高齢者単身世帯383万円以上の収入がある者 ・入院時生活療養費の生活療養標準負担額 健保・国保と同様だが、老齢福祉年金受給者については1食につき100円が必要
備考	

年度	平成21年度
主要事項	<p>○低所得者に対する保険料軽減の特例措置の継続</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 7割軽減を受ける者のうち、被保険者全員が年金収入で80万円以下（その他各種所得がない）である世帯に属する者について、9割軽減とする特例措置を平成21年度から追加。 <p>○被用者保険の被扶養者の保険料軽減の特例措置の継続</p> <p>○年金からの保険料の支払いに係る改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として全ての方について、平成21年4月から、口座振替と年金からの支払いとの選択により、保険料を納付できるようにした。 <p>○70～74歳の患者負担の見直しの凍結の継続</p>
患者一部負担	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成20年度と同様
備考	<p>○見直しに関する議論のとりまとめについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成21年3月17日高齢者医療制度に関する検討会 「高齢者医療制度の見直しに関する基本的な考え方」 ・ 平成21年4月3日与党高齢者医療制度に関するプロジェクトチーム 「高齢者医療制度の見直しに関する基本的な考え方」

年 度	平成22年度
主要事項	<p>○医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成22年法律第35号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被用者保険等保険者について、後期高齢者支援金の1/3を総報酬割で算定する。 ・財政安定化基金について、保険料の引き上げの抑制に活用できるようにする。 ・被用者保険の被扶養者の保険料軽減の特例措置を延長する。 <p>○高齢者のための新たな医療制度等について（最終とりまとめ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者医療制度を廃止し、75歳以上の方も現役世代と同様、国保か被用者保険に加入する。 ・75歳以上の医療給付費に対する公費負担割合を実績47%から50%にする。 ・75歳以上の高齢者への支援金については、被用者保険者間での按分方法を各保険者の総報酬に応じた負担とする。 ・70歳から74歳までの高齢者の患者負担は70歳に到達する方から段階的に1割負担から本来の2割負担とする。 等 <p>○低所得者に対する保険料軽減措置の継続</p> <p>○被用者保険の被扶養者の保険料軽減措置の継続</p> <p>○70歳～74歳の患者負担の見直しの凍結の継続</p>
患者一部負担	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度と同様
備考	<p>○「高齢者のための新たな医療制度等について（最終とりまとめ）」（平成22年12月20日高齢者医療制度改革会議）</p>

年度	平成23年度
主要事項	<p>○社会保障・税一体改革成案 高年齢者医療制度の見直し（高年齢世代・若年世代にとって公平で納得のいく負担の仕組み、支援金の総報酬割導入、自己負担割合の見直しなど）</p> <p>○社会保障・税一体改革大綱 ・高年齢者医療制度改革会議のとりまとめ等を踏まえ、高年齢者医療制度の見直しを行う。 ・高年齢者医療の支援金を各被用者保険者の総報酬に応じた負担とする措置について検討する。 →具体的内容について関係者の理解を得た上で、平成24年通常国会に後期高年齢者医療制度廃止に向けた見直しのための法案を提出する。 ・70歳以上75歳未満の方の患者負担について、世代間の公平を図る観点から、見直しを検討する。 →平成24年度は予算措置を継続するが、平成25年度以降の取扱いは平成25年度の予算編成過程で検討する。</p> <p>○低所得者に対する保険料軽減措置の継続 ○被用者保険の被扶養者の保険料軽減措置の継続 ○70～74歳の患者負担の見直しの凍結の継続</p>
患者一部負担	<p>・平成22年度と同様</p>
備考	<p>○「社会保障・税一体改革成案」（平成23年6月30日 政府・与党社会保障改革検討本部決定） ○「社会保障・税一体改革大綱」（平成24年2月17日 閣議決定）</p>

年度	平成24年度
主要事項	<p>○民主党・自由民主党・公明党 三党合意「確認書」 今後の高齢者医療制度にかかる改革については、あらかじめその内容等について三党間で合意に向けて協議することとされた。</p> <p>○社会保障制度改革推進法（平成24年法律第64号） 今後の高齢者医療制度については、状況等を踏まえ、必要に応じて、社会保障制度改革国民会議において検討し、結論を得ることとされた。</p> <p>○公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成24年法律第62号） 平成28年度から施行される短時間労働者への被用者保険の適用拡大に伴い、短時間労働者の割合が多い一部の業種の保険者は、加入者の平均賃金が下がる一方で、後期高齢者支援金（高齢者の医療の確保に関する法律第119条第1項）の負担が増え、保険料率が大きく上昇し得る。急激な負担増を緩和する観点から、後期高齢者支援金額等の算定の特例を設ける。</p> <p>○低所得者に対する保険料軽減措置の継続 ○被用者保険の被扶養者の保険料軽減措置の継続 ○70～74歳の患者負担の見直しの凍結の継続</p>
患者一部負担	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度と同様
備考	<p>○三党合意「確認書」（平成24年6月15日） ○社会保障制度改革推進法（平成24年8月10日成立）</p>

年度	平成25年度
主要事項	<p>○健康保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第26号） 被用者保険等保険者に係る後期高齢者支援金の額の1/3を標準報酬総額に応じた負担とする措置を平成26年度まで延長する。</p> <p>○社会保障制度改革国民会議 報告書 後期高齢者医療制度については、創設から既に5年が経過し、現在では十分定着していると考えられる。今後は、現行制度を基本としながら、実施状況等を踏まえ、後期高齢者支援金に対する全面総報酬割の導入を始め、必要な改善を行っていくことが適当である。</p> <p>○「法制上の措置」の骨子 次に掲げる事項等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保及び後期高齢者医療制度の低所得者の保険料負担を軽減する措置 ・被用者保険者に係る後期高齢者支援金の全てを総報酬割とする措置 ・低所得者の負担に配慮しつつ行う、70歳から74歳までの者の一部負担金の取扱い及びこれと併せて検討する負担能力に応じた負担の観点から高額療養費の見直し 等 <p>○持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（平成25年法律第112号） 政府は、持続可能な医療保険制度等を構築するため、次に掲げる事項その他必要な事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被用者保険等保険者に係る高齢者医療確保法第118条第1項に規定する後期高齢者支援金の額の全てを当該被用者保険等保険者の標準報酬総額に応じた負担とすること ・低所得者の負担に配慮しつつ行う70歳から74歳までの者の一部負担金の取扱い及びこれと併せた負担能力に応じた負担を求める観点からの高額療養費の見直し 等 <p>平成26年度から平成29年度までを目途に順次講ずるものとし、このために必要な法律案を平成27年に開会される国会の常会に提出することを旨とする。</p> <p>○低所得者に対する保険料軽減措置の継続 ○被用者保険の被扶養者の保険料軽減措置の継続 ○70歳～74歳の患者負担の見直しの凍結の継続</p>
患者一部負担	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度と同様
備考	<p>○社会保障制度改革国民会議 報告書（平成25年8月6日） ○「法制上の措置」の骨子（平成25年8月21日 閣議決定） ○持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（平成25年12月13日公布）</p>

年 度	平成26年度
主要事項	<p>○経済財政運営と改革の基本方針2014</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者医療の支援金について、被用者保険者間で負担能力に応じた負担とすること ・後期高齢者医療の保険料軽減特例措置について段階的に見直しを進める ・医療保険制度の持続可能性を中長期的に高めるとともに現役世代との均衡を図る観点から、高齢者の患者負担について更に負担能力に応じた負担とすることについて検討する <p>○低所得者に対する保険料軽減措置の継続</p> <p>○被用者保険の被扶養者の保険料軽減措置の継続</p> <p>○低所得者に対する保険料軽減対象拡大（均等割2割、5割）</p> <p>○70歳～74歳の患者負担の見直し（平成26年4月以降新たに70歳に達する者から2割。同年3月までに70歳に達した者は1割に据え置く。）</p> <p>○保険料賦課限度額の引き上げ</p>
患者一部負担	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度と同様
備考	<p>○経済財政運営と改革の基本方針2014（平成26年6月24日閣議決定）</p>